

質問に対する回答書  
 (件名)首都圏中央連絡自動車道 幸手IC～境古河IC間舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	経費補正について	本案件の経費計算に要する工種区分は、舗装「新設」舗装「修繕」のどちらでしょうか。ご教示ください。	工種区分については、舗装「新設」とお考えください。
2	積算基準の適用について	本案件における積算基準は、令和5年7月改定の土木工事積算基準によるものとなるのでしょうか。ご教示ください。	そのとおりお考えください。
3	セメント安定処理路盤工(現場混合)について	特記仕様書P31 24-7-1 セメント安定処理路盤工(4)施工に記載されている現場混合とは、自走式土質改良機による骨材とセメントの材料混合のことでしょうか。ご教示ください。	現場混合とは、路上で材料を混合する方式を想定しております。なお、施工方法については貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	アスファルト混合物の試験舗装について	特記仕様書P39 24-7-2 アスファルト混合物(9)試験舗装に記載されている高耐久上層路盤用アスファルト混合物のみ試験舗装を行えば宜しいのでしょうか。ご教示ください。	共通仕様書13-5-6に示すとおり、高耐久上層路盤用アスファルト混合物以外においても、必要なアスファルト混合物の試験舗装を実施する必要があります。
5	路面標示消去について	特記仕様書P53 24-16-2 路面標示消去工 種別について、仮路面標示消去の側線幅は15cmと考えてよいのでしょうか。ご教示ください。	そのとおりお考えください。
6	規制巡回について	特記仕様書P60 24-24-5 規制巡回の数量の検測について、24時間24周を設計数量(日)とするとなっているが、労務の交代については12時間2交代、8時間3交代等ありますが、どの様に設定されてますでしょうか。ご教示ください。	規制巡回工については、特記仕様書24-24-2の巡回頻度に記載のとおり、2方での実施となります。